

個人情報保護法と研究倫理指針の 改正について

①個人情報保護法の見直しから改正法成立まで

文部科学省 先進ゲノム支援・ゲノム科学
と社会ユニット

2017. 4. 25

個人情報保護法

2003年公布

2013年から見直し、2015年改正法公布

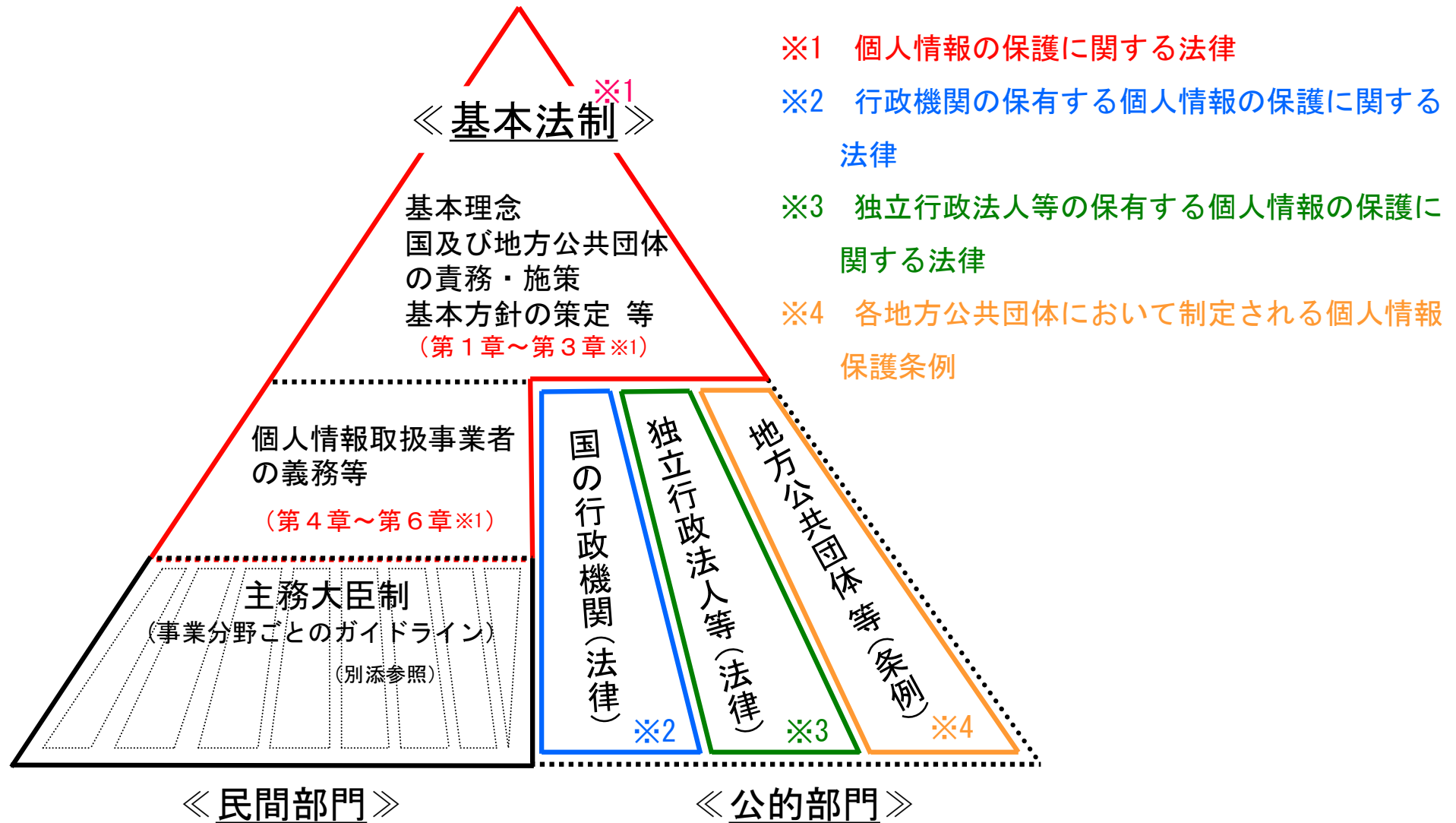
日本の個人情報法は、対象分野や自治体ごとに、約2000の法律、条例に分かれている。

- 民間分野対象...個人情報保護法(個人情報法)
- 行政機関対象...行政機関個人情報保護法(行個法)
- 独立行政法人対象...独立行政法人個人情報保護法(独個法)
- 自治体対象...各自治体の個人情報保護条例

個人情報の定義など、基本的部分については、個人情報保護法(民間分野対象)の第1～3章が、その他の法律・条例をカバーして、傘をかける構造になっている。

→次スライドの図参照

個人情報保護に関する法体系イメージ



個人情報法が求めていること

- ✓ あらかじめ利用目的を特定する
 - ✓ 情報取得時に利用目的等を本人に通知・公表する
 - ✓ 利用目的制限内で取扱う
 - ✓ 安全管理措置を行う
 - ✓ 第三者提供・利用目的変更において本人同意を得る
- ...等

個人情報見直しの背景と目的

背景

- 2003年の個人情報法成立以来10年が経過し、多種多様かつ膨大なデータの利用への期待が高まっているが、同時に、保護すべき情報の範囲やルールが曖昧になりつつあった(グレーゾーンの拡大)。
- データ利活用のグローバル化に伴い、国際調和が必要になった。

(パーソナルデータの利活用に関する制度改革大綱, パーソナルデータに関する検討会, 2014.6)

目的

- 個人情報情報の定義の明確化(実質的に拡充)
- 制限の緩和とともに、必要に応じて、規制を強化するための規定の整備
- 個人情報保護委員会の新設と権限付与
- 国境を越えるデータ流通の規定を整備

(パーソナルデータの利活用に関する制度改革に係る法律案の骨子(案), 内閣官房IT総合戦略室、パーソナルデータ関連制度担当室, 2014.12)

主な改正内容

個人情報定義の明確化

- ✓ 個人識別符号の制度を導入(第2条)

制限の緩和

- ✓ 同意無しの利用目的変更の要件「相当の関連性を有する」が「関連性を有する」に変更(相当という語の削除)(第15条)
- ✓ 匿名加工情報の定義の追加(これまでは、個人情報か非個人情報化の2択しかなかったところ、匿名加工情報を入れて3択に)(第2条)

規制強化

- ✓ 要配慮個人情報の定義の導入(第2条)と、オプトアウトでの取得及び第三者提供の禁止(第17・23条)
- ✓ オプトアウトでの第三者提供は、個人情報に届け出(第23条)
- ✓ 第三者提供にかかる確認・記録義務(トレーサビリティの確保)(第25・26条)

個人情報保護委員会の新設と権限付与

- ✓ 個人情報保護委員会(個人情報委)の監督権限(第40~42条)

国境を越えるデータ流通

- ✓ 海外への第三者提供の規定の追加(原則本人同意)(第24条)

(※研究指針の改正に関する説明会(資料), 文科省・厚労省・経産省, 2016.8.29の、スライド13-15に分かりやすくまとめられている)

個人情報改正の主な経緯

平成25年6月14日

「パーソナルデータに関する検討会」設置(高度情報通信ネットワーク社会推進 戦略本部決定)

平成25年12月20日

「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)

平成26年6月24日

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)

平成27年9月3日

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」成立(9月9日法律公布)

平成28年1月1日

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」一部施行(個人情報保護委員会に関する部分)

参考：ヒトゲノム情報をめぐる状況

個人情報法が成立した2003年ごろ

- 個人の遺伝子・ゲノム情報の研究や医療等における利用が、まだあまり始まっていなかった時代
- 個人の遺伝情報やゲノム情報は、個人情報法において明示的に保護対象となっていない。



個人情報法の見直しが始まった2013年ごろ

日本

- 遺伝子・ゲノム解析研究の進展と拡大
- 消費者直販型の遺伝子解析サービスや商品の増加

EU

- DNA鑑定やゲノム情報の当局による利用に対する懸念等
- 個人情報保護法(EU一般データ保護指令(改正後は指令から「規則」に))の見直しにより、遺伝情報が保護対象に。他国にも同様の規制を求める(十分性認定)。

ただし、個人情報法見直しの過程では、遺伝子やゲノム情報に主眼が置かれていたわけではないため、議論はほとんど行われていない。

改正のポイント：定義の変更

従来の個人情報法における定義

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

改正後の個人情報の定義

(3つのカテゴリーになった)

- ① 本人の名前や住所などを含む情報
従来の定義と同じ(→前スライド)

- ②「**個人識別符号**」(新設)

氏名等がなくても、単独の情報で個人を識別できるもの。

全ゲノムレベルのゲノムデータ※、指紋、顔認証の情報、運転免許証番号など ※政令で定義

- ③「**要配慮個人情報**」(新設)

人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴など

(検査結果などにゲノムデータが含まれる場合は、そのゲノムデータも該当)



図は、http://www.ppc.go.jp/files/pdf/280222_outline_v2.pdfをもとに改変

① 従来からの
個人情報

② 個人識別符号

個人の遺伝子・
ゲノムの情報

③ 要配慮個人情報

人種、信条、社会的身分、
病歴、犯罪の経歴、
本人への不当な差別や偏見などの不利益が生じないよ
う特に配慮を要する情報

改正ポイント：匿名加工情報

「匿名加工情報」は、匿名化とは異なる。

(※行個法、独個法では「非識別加工情報」とよぶ)

匿名化：

- ✓ 個情法での規定なし

匿名加工情報：

- ✓ 個人情報保護委員会で定める規則に従って、個人情報
を加工したもの
- ✓ 匿名加工情報に含まれる個人に関する項目の公表や、匿名加工情報である旨の明示等の規定がある。
- ✓ 加工に使った情報やその他の情報と照合して、個人を識別してはならない(本人の再識別を禁止)。

研究との関係

個人情報法では、改正に関わらず、もともと、学術研究が影響を受けないよう、配慮されている。

例として改正法の規定を示す。

- 学術研究を行う者は適用除外(第76条)(※個人情報の定義など、第1～3章の基本的部分は適用する)→スライド14
- 第76条に定める者へ個人情報を提供する場合、個人情報保護委員会の権限行使の制限(第43条)→スライド15
- 各条項に記載される例外規定(第16、17、23条の公衆衛生上の理由、等)(※ただし、同意困難要件付)
→スライド16,17

適用除外

第 76条

個人情報取扱事業者等のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、**第4章の規定は、適用しない。**

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）報道の用に供する目的
- 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
- 三 **大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的**
- 四 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
- 五 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

個人情報保護委員会の権限の制限

第 43条

個人情報保護委員会は、前三条の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、**学問の自由**、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者等が**第 76条 第 1 項 各 号 に 掲 げる 者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）**に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

各条項の例外規定

例) 第 16条

個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 16

個人情報等における例外規定等一覧

- 個人情報を取り扱う機関によって、適用される法律・条例が異なる。
- 個人情報の取扱いは、民間部門は同意、公的部門は所掌事務の範囲内が原則。例外(同意を除く)は、以下のとおり。

法律	実施機関等	取得・提供等	法律の例外規定	該当条項
個人情報法	民間事業者（下記の私大、学会等を除く）	取得(要配慮のみ)	●法令、緊急、 公衆衛生 、法令事務、公開、政令	個17条2項各号
		自機関利用	●変更前の目的と関連性がある場合 ●法令、緊急、 公衆衛生 、法令事務	個15条2項 個16条3項各号
		提供【国内】	●法令、緊急、 公衆衛生 、法令事務	個23条1項各号
			●オプトアウト（要配慮個人情報を除く）	個23条2項
			●委託、事業継承、共同利用	個23条5項各号
		提供【外国】	●法令、緊急、 公衆衛生 、法令事務 ●第24条に規定する基準に適合する場合	個23条1項各号 個24条
	私大・学会等（第76条第1項第3号が適用される機関）	取得、提供、自機関利用	●私立大学、学会等の学術研究機関が学術研究を行う場合	個76条1項3号
行個法	行政機関等	自機関利用	●変更前の目的と相当の関連性がある場合 ●自機関利用 + 相当な理由	行3条3項 行8条2項2号
		提供	●他の行政機関等へ提供 + 相当な理由 ●他の民間企業等へ提供 + 専ら学術研究 / 特別の理由	行8条2項3号 行8条2項4号
独個法	独法、国立大学等	自機関利用	●変更前の目的と相当の関連性がある場合 ●自機関利用 + 相当な理由	独3条3項 独9条2項2号
		提供	●他の行政機関等へ提供 + 相当な理由 ●他の民間企業等へ提供 + 専ら学術研究 / 特別の理由	独9条2項3号 独9条2項4号
条例	自治体等	取得、自機関利用、提供	●各条例が適用される	条例

研究倫理指針や他の法律との関係

【指針との関係】

- 個人情報法改正によって、個人情報に関連するこれまでの研究倫理指針等が、**(部分的に)違法状態**になる。
例)従来の研究倫理指針(ヒトゲノム指針等)では、詳細なゲノムデータが含まれていても、氏名等を削除すれば、非個人情報として利用可能だった。しかし法改正後は、**詳細なヒトゲノムデータは個人識別符号に該当するため、非個人情報として利用できない。(→指針改正で対応済)**
- 主務大臣制であった個人情報関連ガイドラインや指針等の所管が、改正法により**個人情報保護委員会に移行。(→ガイドライン改正等で対応済)(→次スライド)**

【他の法律との関係】

- ほとんど影響しない
例)マイナンバー法のように、すでに個人情報に対する特別法として制定されている場合、特別法が優先するため。
例)他の法令で定めている場合に、個人情報法の規定を適用しない旨の記載がなされていることが多いので、ほとんどの場合は他の法令が優先されることになる(本人同意を得ない個人情報の取得(第16条)や第三者提供(第23条)が他の法令で定められている場合等)。

(研究指針の改正に関する説明会(資料), 文科省・厚労省・経産省, 2016.8.29)をもとに改変

